

令和4年(2022年)3月23日

各地区スポーツクラブ21会長 様
西宮市スポーツ推進委員 様

西宮市 スポーツ推進課長

令和4年3月24日(木)以降のスポーツクラブ21の活動について

平素より、本市スポーツ行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

兵庫県下に出されていた「まん延防止等重点措置」が3月21日(月)までで解除されましたので、SC21の活動について、3月24日(木)から当面の間、下記のとおりとします。

重点措置は解除されましたが、感染症対策を緩めることなく、会長様をはじめ、関係各位におかれては、常に危機感を持ち活動にあたっていただきますとともに、本件内容について、SC21内での周知徹底していただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

☆下線部は令和4年2月10日付通知からの追記または変更箇所です。特にご留意ください。

記

1 活動に当たっての注意事項

スポーツクラブ21(以下、「クラブ」という。)の活動について、各クラブの会長・指導者におかれましては、引き続き以下の事項を厳守し実施してください。

- (1) 学校では、**学校教育が最優先**となる。活動に当たっては、**学校長と協議**し、活動場所や方法、クラブが行う感染防止対策(施設使用後の清掃・消毒作業の徹底など)についての**了解を得る**こと。

※各校・各クラブの感染状況等に鑑み、学校長から学校施設の使用停止を求められた場合は、ご協力をお願いします。

- (2) **会員・指導者**(以下、「会員等」という。)やその同居家族に感染等が確認された場合の対応は、以下のとおりとする。なお、学級・学年閉鎖及び学校臨時休業中の児童・生徒は、クラブの活動には参加できません。

(ア) **複数(2人以上をいう。以下同じ。)の会員等が陽性**と判明した場合

同一の部・サークル(以下、「部」という。)において**複数の**会員等の感染が判明した場合は、**該当会員等が所属する部の活動をただちに停止**し、会長またはスポーツ推進委員等は、**すみやかに学校及びスポーツ推進課へ連絡**すること。活動の再開については、部内での感染状況を注視し、スポーツ推進課と協議し**学校長の了解**を得た上で再開すること。なお、陽性と判明した**会員等**は、所属部の代表者へ**連絡**することとし(代表者は会長に伝達)、保健所・医師等が参加を認めるまでの間は、**参加を停止**すること。

(イ) **会員等が濃厚接触者**となった場合

会員等は濃厚接触者と認定された場合、所属部の**代表者へ連絡**することとし(代表者は会長に伝達)、ただちに活動への**参加を停止**すること。その後PCR検査等を受検し、陽性と判明した場合は(ア)のとおりとする。

陰性と判明した場合、または未受検の場合においては、陽性者との最終接触日から7日間は、活動への参加を停止すること。

なお、会員等の同居家族が濃厚接触者となった場合は、会員等は自身の体調管理に努めるとともに、会員等または同居家族に発熱等の風邪症状がある場合は、ただちに活動への**参加を停止**すること。

(ウ) **会員等**がPCR検査等を**受検**した場合

会員等は、医療機関での検査などにより、PCR検査等を受検した場合、結果が判明するまで活動への**参加を停止**すること。なお、所属部の活動を起因として検査を受ける場合は、所属部の**代表者へ連絡**することとし（代表者は会長に伝達）、検査等の結果についても、所属部の代表者へ連絡することとし（代表者は会長に伝達）、陽性と判明した場合は（ア）のとおりとする。陰性と判明した場合は、活動への参加停止を解除する。

(エ) 会員等が**自費等**によりPCR検査等を**受検**した場合（上記ウをのぞく）

会員等の希望または定期的・計画的に行われるものである場合、参加は可能とする。ただし、陽性と判明した場合は（ア）のとおりとする。

- (3) 活動時間（目安）は、**平日は2時間程度、土日祝は3時間程度**とする。活動時間には準備運動・整理運動を含むものとし、移動・準備・休息・片付けの時間は含まない。
- (4) **21時まで**には、片付け等を終えて学校等の敷地内から退出すること。（厳守）
- (5) **対外試合（練習試合を含む）や合同練習、合宿等**宿泊（寝食）を伴う活動を行う場合は、実施先の感染状況、陽性者発生時の対応などを確認し、活動内容、参加人数、移動方法などについて十分な感染防止対策を行った上で慎重に見極めて実施すること。
ただし、合宿等、宿泊を伴う活動は**学校では行わない**こと。
- (6) **学校**にて対外試合や合同練習を実施する場合は、開催場所となる**学校長の了解**を得ること。
- (7) 保護者等の観覧については、事前に学校長の許可を得ること。ただし、感染防止対策を徹底し、観覧者の会話・歓声・声援などは控えること。なお、学校外での活動においては、当該活動・大会等の主催者や会場の施設管理者などの指示に従うこと。
- (8) 各種目の代表者は、会員等参加者（手伝いの方も含む）、及びその同居家族について発熱など体調不良でないことを毎回確認するとともに、参加者の氏名等を**毎回把握し記録**すること。なお、体調不良を確認した場合は、活動に参加させないこと。
- (9) 上記(8)の参加者を記録した「**名簿**」は、活動した**学校へすみやかに提出**すること。
- (10) 屋内外の活動とも、3つの**密（密閉・密集・密接）**を**回避**するため、参加者の活動時間を分けるなど活動内容を工夫すること。
- (11) 運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は原則必要ない。特に、呼気が激しくなる運動を行う際や高温多湿時には、熱中症などのリスクが高くなることが予想されるため、感染症対策を講じた上で、マスクを外すこと。ただし、準備・片付

け・ミーティング・更衣・移動時などスポーツを行っていない時間や呼気が激しくならない軽度なスポーツ（準備運動など）の際は、**マスクを着用**すること。

- (12) 活動中の大きな発声、激しい呼気を伴う活動や1 m以内での接触など、特に感染リスクの高い活動は基本的に控えること。なお、各部の状況により実施する場合は、近距離で飛沫が飛ぶ接触は避けるよう留意するとともに、換気、身体的距離の確保、手洗いや消毒などを徹底した上で実施方法も工夫し、身体的距離が十分とれないときや換気が不十分と思われる場などでは原則としてマスクを着用すること。
- (13) 体育館等の屋内で活動する際は、入り口や窓を開放し**十分な換気を常時**行うこと。
- (14) 学校体育施設での活動後は、不特定多数が触れるドアノブ・手すり等の施設の設備や器具・用具類について、必ず洗浄・清掃・消毒を行うこと。一般の部は代表等活動責任者が当該作業の完了を確認すること。子どもの部は、コーチ等の指導者が主として作業を行い、監督等活動責任者が作業の完了を確認すること。
- なお、学校体育施設以外で活動する場合は、その施設の管理者の指示に従うこと。

2 その他

- (1) クラブハウス（地域交流室）については、利用可とする。利用に当たっては、マスク着用の上、室内が密にならないように、人同士の間隔を確保し十分な換気を行うこと。また、利用後は施設の設備について、洗浄・清掃・消毒を行うこと。
- (2) 手洗い・清掃・消毒作業に必要な物品（例：手洗い用石鹸・ハンドソープや消毒液等）は、クラブであらかじめ準備すること。また、着用したマスクや手洗い・清掃・消毒作業で発生したゴミは、活動場所に捨てずに確実に持ち帰ること。
- (3) 活動前後及び活動中、石鹸での30秒手洗いや消毒等感染防止対策を徹底すること。
- (4) 活動に当たっては、感染拡大防止対策等に関する各種通知・ガイドラインを遵守すること。また、各競技の特性を踏まえ、それぞれの団体が発出しているガイドラインを遵守すること。なお、不完全な消毒作業など各種遵守事項の不徹底が判明した場合は、施設の使用禁止など厳正な措置をとる場合があるので留意すること。
- (5) 休憩時間の確保・こまめな水分補給など、参加者（特に、子どもや高齢者）の体調管理に万全を期すこと。
- また、会員等が活動時間外において体調不良を感じた場合は、経過を観察し休養に努めつつ、かかりつけ医など医療機関の受診を検討するように案内すること。
- (6) 飲食を伴うイベントや会合については、人数に関わらず実施しないこと。また、自宅と活動場所を行き来する途中も、マスクは着用し、飲食は行わないこと。
- (7) 感染などに対する偏見や風評被害につながる行為は、決して許されるものではありません。人権尊重及び個人情報保護に特段のご理解とご配慮をお願いいたします。
- (8) 今後、活動に関しての内容の変更等があった場合は、速やかに通知します。

以上

【お問い合わせ先】スポーツ推進課（担当：嶋作・山岡）
TEL (0798) 35-3567 Email: k_shatai@nishi.or.jp

SC21 会員・指導者の陽性判明時における対応要領

感染事例が実際に発生した時の対応のうち、重要なポイントを以下にまとめました。
各位におかれては、これらを参考にいただき、適切に対応するようお願いいたします。

1. 陽性判明時、当該会員・その保護者、指導者等は、直ちに**学校園及び部の代表者等に連絡**すること。
2. 部の**代表者等は、発症日を正確に聞き取り、「接触状況リスト」の作成**をただちに行い、下の☆に記載している特定作業を行うこと。接触者の該当有無も含めて、すみやかに学校園・会長・推進委員・スポーツ推進課に**提出・報告**すること。なお、調査対象日は、陽性者が有症状の場合は発症日の2日前以降、陽性者が無症状の場合は検体採取日の2日前以降とする。
☆当面の間、以下のページを参考にして、作成した「接触状況リスト」に基づき、原則、各団体で濃厚接触者を特定すること。(陽性者本人から正確に聞き取るなど丁寧な調査を心がけてください。)
<参考URL> https://www.nishi.or.jp/kenko/hokenjojoho/kansensho/oshirase/COVID19_CC-CheckList.html
★市HPトップページ右上、検索窓で「16232300」で検索してください。
3. 陽性者発生の連絡を受けた会長・推進委員・部の代表者は、当該会員が在籍する**学校園及びスポーツ推進課に至急連絡**すること。その際、活動した学校に毎回提出することとしている「**参加者名簿**」等が学校に確実に提出されているかを確認すること。
4. 陽性者発生について、部の代表者等は、上記2の対象日に活動に参加した会員等へ連絡すること。また、濃厚接触者の特定を終えるまでは、当該会員(児童・生徒等)の登校園を一時的に控えるよう、保護者等に伝えること。なお、迅速な連絡のため、あらかじめ緊急連絡網を整備しておくこと。
5. SC21活動を起因として会員本人がPCR検査を受けている場合は、当該会員が在籍する学校園への登校園を控えるよう、保護者等に伝えること。
6. 上記2の濃厚接触者特定作業の結果、複数の濃厚接触者が確認された場合は、1(2)(ア)に準じて、部の活動を停止すること。

現状では、だれもが感染する可能性があります。また、障害や症状があってもマスクをつけられない人もいます。さまざまな事情をお互いが理解しあい、思いやりの心を持って活動してください。皆様におかれましては、不当な差別やいじめ、偏見につながることはないよう、冷静な対応をお願いします。